

掛川市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

掛川市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成24年掛川市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「小中学校体育施設の開放に関する事務」を「次に掲げる事務」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 小中学校体育施設の開放に関すること。
- (2) 社会教育委員に関すること。
- (3) 社会教育関係団体の指導育成及び連絡調整に関すること。
- (4) 成人教育に関すること。
- (5) その他社会教育に関すること。

第2条に次の1項を加える。

- 3 教育委員会は、健康福祉部に置かれる補助職員に対して、人権教育に関する事務を補助執行させるものとする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。